

令和 8 年度豊中市立小・中学校照明設備 L E D 化業務
公募型プロポーザル方式募集要項

令和 8 年（2026 年）7 月

豊中市教育委員会事務局学校施設管理課

1. 業務概要

(1) 件名

令和8年度豊中市立小・中学校照明設備LED化業務

(2) 業務目的

本業務は、蛍光灯の製造中止に伴い、豊中市立小・中学校の既存照明設備の維持が困難となることが見込まれるため、早期のLED化を図るものである。

また、照明設備のLED化を行うことで、ゼロカーボンシティに向けた取組みの一つとして消費電力の削減等による財政負担の軽減を意識しながら、行政運営における温室効果ガス排出量を削減するとともに、安心・安全な学校施設の維持・管理を図り、児童生徒の良好な教育環境を確保することを目的とする。

(3) 業務内容

- ① LED照明器具及び設置に必要な付属品一式（以下、「LED照明器具」という。）の賃貸借
- ② 既設照明器具の撤去・処分及びLED照明器具の設置
- ③ ②の遂行に必要な現地調査
- ④ LED照明器具の保守
- ⑤ 計画書や報告書等の作成
- ⑥ LED化による消費電力の削減量の試算
詳細は、別紙仕様書のとおり

(4) 対象施設

別紙1記載の豊中市立小学校13校・中学校10校

(5) 履行期間

履行期間は下記のとおりとする。なお、現地調査実施前に覚書を締結し、現地調査実施後は速やかに賃貸借契約を締結すること。

※Aグループ及びBグループは上記(4)対象施設を参照すること。なお、優先交渉権者決定後に、発注者と協議のうえ、Bグループの施設をAグループに変更することは可能である。

ア) Aグループ

（令和9年3月までに設置を行い、令和9年4月から賃貸借を開始）

- ① 現地調査実施期間
令和8年9月下旬から令和8年11月末
- ② 契約締結期限
令和8年12月25日
- ③ 契約期間
契約締結日から令和19年3月31日まで

- ④ 設置期限
令和9年3月31日まで
- ⑤ 賃貸借期間
令和9年4月1日から令和19年3月31日までの10年（120箇月）とする。

イ) Bグループ

（令和10年3月までに設置を行い、令和10年4月から賃貸借を開始）

- ① 現地調査実施期間
令和8年12月から令和9年3月上旬
- ② 契約締結期限
令和9年9月30日
- ③ 契約期間
契約締結日から令和19年3月31日まで
- ④ 設置期限
令和10年3月31日まで
- ⑤ 賃貸借期間
令和10年4月1日から令和19年3月31日までの9年（108箇月）とする。

(6) 賃貸借料

賃貸借期間における賃貸借料の総額の上限は、265,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）なお、対象施設ごとの賃貸借上限額は下記のとおりである。

対象施設	賃貸借上限額
小学校（13施設）	102,000,000円
中学校（10施設）	163,400,000円

(7) 担当部局

教育委員会事務局学校施設管理課

2. 提案者の役割

提案者は下記に示す役割を担うものとする。複数の事業者が共同で提案する場合（以下「共同事業者」という。）も同様とする。なお、事業役割以外の各役割は、複数事業者での構成も可とする。

(ア) 事業役割

契約等諸手続きを行い、事業遂行全般の責を負うこと。

(イ) 施工役割

施工に関する業務を実施すること。

(ウ) 調査設計役割

調査・設計に関する業務を実施すること。

(エ) その他役割

上記(ア)～(ウ)以外の業務（維持管理、本設備の供給等）を実施すること。

3. 参加資格

本案件に参加できる者は、公募日において、下記(1)～(14)のすべての要件を満たすものとする。なお、公募日以降に要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。また、(8)については、企画提案書等の提出期日においても要件を満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成 2 5 年豊中市条例第 2 5 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当しないこと。

※提案書類（役員名簿など）に記載されている情報を豊中警察署長又は豊中南警察署長に提供します。

- (4) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (9) 共同事業体の構成員が、単体若しくは他の共同事業体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。
- (10) 事業役割を担う構成員は、地方公共団体とLED照明賃貸借に係る事業の契約実績を有していること。
- (11) 施工役割を担う構成員は、公募日において特定建設業許可を有する事業者であること。
- (12) 施工役割を担う構成員には、市内に本店をもつ事業者を一社は必ず含めること。ただし、一社で提案を行う場合はこの限りではない。
- (13) 施工役割を担う構成員は、地方公共団体とLED照明更新に係る工事实績を有していること。
- (14) 調査設計役割を担う構成員は、地方公共団体と複数施設を対象としたLED照明賃貸借に係る事業（調査設計業務を含むLED賃貸借事業）における調査設計役割としての実績を有すること。

4. 日程

募集要項等の公表	7月9日（木）
質問事項の締切	7月17日（金） 17時まで（必着）
質問事項への回答	7月24日（金）
応募書類の提出期限	8月13日（木） 17時まで（必着）
第1次審査 （書類審査）	8月17日（月） （4者以上応募の場合のみ）
第1次審査結果（書類審査）の通知	8月18日（火）※メールで通知（予定）
第2次審査 （プレゼンテーション審査）	8月31日（月） （時間・場所等は第1次審査後に通知）
審査結果の通知予定日	9月中旬予定

いずれも令和8年（2026年）。（日程を変更する場合は、応募者に対して改めて通知する。）

※質問は、「質問書（様式12）」をメールにて、事務局あてに提出すること。

（提出先アドレス：kyoshisetsu@city.toyonaka.osaka.jp）

また、提出されたすべての質問及び回答を市のホームページに掲載し、個別に回答は行わない。

5. 応募方法

(1) 提出書類

提出書類は事業役割を担う事業者が提出すること。

No	提出書類	書類作成時の留意事項	様式
1	参加表明書	・正本1部のみ提案者の代表者印を押印すること。	様式1

		<ul style="list-style-type: none"> ・共同事業体で参加の場合は、事業役割を担う提案者が記載すること。 	
2	提案者の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者の会社名、本社・支社所在地、代表者名、資本金、従業員数、事業内容、組織図等を記載すること。 	任意
3	運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業実施にあたっての実施体制、担当、協力事業者等を記載すること。 ・共同事業体は、構成員をすべて明らかにし、各々の役割分担と担当者を明確にすること。 ・構成員ごとに、会社名、本社・支社所在地、代表者名、担当役割（事業役割、調査設計役割、施工役割等）等を記載すること。 	任意
4	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間に於いて受注した3.参加資格(10)(13)(14)にて記載している実績を役割ごとに3件まで記載すること。 	様式2
5	総括責任者及び担当者の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・総括責任者及び担当者ごとの、過去の従事分野（本業務に関して担当する分野）の経歴や参画した業務内容（本業務と類似する業務を含む）と担当した分野を記載すること。 ・共同事業体は、構成員すべてについて記載すること。 	様式3
6	公募日から過去3年以内の処分歴等の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・公募日から過去3年以内の処分歴等を確認すること。 ・共同事業体は、構成員ごとに作成すること。 	様式4
7	提案書（基本方針・スケジュール）	<ul style="list-style-type: none"> ・提案全体の概要、基本方針、実施スケジュール、提案者の役割分担等を記載するとともに、創意工夫している点について記載すること。 	様式5
8	提案書（使用機器及び付属品に関する提案）	<ul style="list-style-type: none"> ・使用機器及び付属品の選定基準について、品質や性能、使用中の安全性について具体的に記載すること。 	様式6
9	提案書（調査・設計・工事計画等）	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査及び工事期間中における仮設計画や施工方法、安全管理の方法、施 	様式7

		<p>設の運営・業務の継続に対する配慮、既設照明設備撤去後の処理方法について記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調査及び工事期間中の連絡体制について記載すること。 ・既設照明器具を活用する場合（ランプ交換）と器具交換をする場合の判断基準について記載すること。 ・既設照明器具を活用する場合（ランプ交換）における賃貸借の期間中や期間満了後の安全性の確保について記載すること。 	
10	提案書（保守管理）	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借期間中に照明器具に不具合が生じた際、又は災害時等緊急事態が発生した際の連絡体制について、記載すること。 ・照明器具に不具合が生じた際の責任分担とその判断基準について記載すること。また、既設照明器具を活用する場合（ランプ交換）において、不点灯や発火などの不具合が発生した場合の責任の所在の考え方について記載すること。 	様式 8
11	提案書（市内事業者の活用に関する提案）	<ul style="list-style-type: none"> ・市内事業者の活用についての方針や計画について記載すること。 	様式 9
12	提案書（その他提案）	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の推進にあたり、またはそれに関連して、仕様書以外に提案できることについて記載すること。 	様式 1 0
13	既設照明・提案 L E D 照明リスト及び試算表	<ul style="list-style-type: none"> ・様式の内容に基づき、提案する製品仕様・型番・メーカー・定格光束値・消費電力・数量を記載すること。 	様式 1 1
14	見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借費用の総額とともに、内訳として、調査費、設計費、工事費、その他必要な経費を明記し、消費税及び地方消費税の額がわかるよう、提示すること。 ・1. 業務概要(6) 賃貸借料に記載がある表の賃貸借上限額を設定している対 	任意

		<p>象施設ごとに作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式11にて、交換方法をランプ交換としている直管型照明器具のうち、各施設の照明器具（台数）の5%は器具交換を行う想定で見積りを行うこと。 <p>また、天井吊り下げ型照明がある施設に関しては、天井吊り下げ型照明（台数）の5%は器具交換を行う想定で見積りを行い、その金額を明記すること。</p>	
--	--	---	--

(2) 提出期限

令和8年（2026年）8月13日（木）17時まで（必着）

※提出書類の不足又は期限内未到着の場合は、応募（参加）を無効とする。なお、提出後の応募書類の追加や差し替え、訂正は原則認めない。

(3) 提出方法

- ・ 持参（平日（祝日を除く）の9時～17時）、郵送、信書扱いの宅配便等により提出するものとする。
- ・ 持参する場合以外は、配達記録等が確認できる方法で送付すること。
- ・ 応募書類の正本1部と、応募書類の電子データを格納した電子媒体（CD-R又はDVD-R）を提出すること。

(4) 提出書類の取扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しない。

(5) 提出先

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1

豊中市役所 第一庁舎6階 教育委員会事務局学校施設管理課

(6) 参加の辞退

参加表明後、応募を取り下げの場合は、「辞退届」（様式任意）を提出する。

6. 選定方法

(1) 審査方法

- ・ 市職員で構成する受託候補者選考委員会を設置し審査する。
- ・ 応募事業者が4者以上あった場合のみ、第1次審査（書類審査）を行う。提案書及び提案書に基づく第2次審査（プレゼンテーション）を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。

- ・第2次審査（プレゼンテーション）の結果、全体配点の50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても優先交渉権者とししない。
- ・総合評価が同点の場合は、評価項目の企画提案内容のうち「調査・設計・工事計画等」「保守管理」「見積金額」の順に配点が高いものを優先交渉権者とする。
- ・なお、選考委員会として最終合議のうえ一本化した審査結果を確定するものとする。

○第2次審査（プレゼンテーション）の日程等は以下のとおり。

- ① 日程：令和8年（2026年）8月31日（月）
時間・場所等は提案者に別途連絡する。
- ② 発表時間は各提案者につき35分（プレゼンテーション15分、質疑応答20分程度）とする。
- ③ プレゼンテーションの順序は、企画提案書の提出順とする。
- ④ プレゼンテーションは、本事業に携わる担当者が行うものとし、出席者は担当者を含め3名以内とする。

(2) 評価項目

項目	詳細	配点
1. 業務実績・体制	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間における同種業務の実績。 ・実施体制及び役割分担が明確になっているか。 ・責任をもって業務を遂行することができる事業者であることが見込まれるか。 	15
2. 企画提案内容	基本方針・スケジュール <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施のための方針・スケジュールが明確になっているか。 ・計画通りに業務を遂行する能力を有しているか。 	10
	調査・設計・工事計画等 <ul style="list-style-type: none"> ・現地調査や工事中における、安全管理がなされているか。また、連絡体制が確立されているか。 ・既設照明器具を活用する場合（ランプ交換）と器具交換をする場合の判断基準が明確であり妥当であるか。 ・既設照明器具を活用する場合（ランプ交換）、賃貸借の期間中や期間満了後の安全性が確保される提案となっているか。 	30
	保守管理	20

	<ul style="list-style-type: none"> ・機器に不具合が生じた際または災害時等緊急事態が発生した際に、早急に対応できる体制が整えられているか。また連絡体制が確立されているか。 ・機器に不具合が生じた際または災害時等緊急事態が発生した際の責任分担が明確化されており、妥当であるか。また、既設照明器具を活用する場合（ランプ交換）において、不点灯や発火などの不具合が発生した場合の責任の所在の考え方について記載されており、妥当であるか。 	
	その他提案 <ul style="list-style-type: none"> ・市内事業者の活用についての提案に創意工夫があるか。 ・仕様書の記載事項以外で本業務の目的に照らし、効果的で具体的な提案があるか。 	10
3. 見積金額		15
4. 処分歴等		内容により 減点

(3) 審査結果の通知

結果は9月中旬にホームページで公表するとともに、すべての提案者に対しメールで通知する。なお、市と仕様及び価格などを協議のうえ、市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定することになるため、第一優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約束するものではない。

(4) 審査結果の公表

審査結果は、市ホームページにより公表する。

公表内容は次のとおり

- ① 件名
- ② 事業期間
- ③ 受託候補者（事業者名・所在地・代表者・提案金額）
- ④ 公募及び審査経過（公募経過・応募団体・審査経過・選考委員会の構成）
- ⑤ 選定理由
- ⑥ 採点結果
- ⑦ 担当課
- ⑧ その他（受託候補者と最高評点者が異なる場合は、その理由）

※応募団体と採点結果との対応関係は明らかにしない。応募者が2者の場合は次点者の採点結果は公表しない

7. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「3. 参加資格」で規定する項目に抵触する場合
- (2) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (3) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (4) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (5) 提出書類において虚偽の記載があった場合
- (6) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- (7) 一団体に複数の提案をした場合
- (8) プレゼンテーション審査に遅刻・欠席した場合
- (9) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (10) 法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- (11) 選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (12) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選考委員会が失格と認めた場合

8. 契約の締結

- (1) 第一優先交渉権者の選考後、提案書の内容に基づき、教育委員会事務局学校施設管理課と覚書を締結する。覚書に基づき、現地調査実施後、協議のうえ業務内容を確定し、契約手続きを行う。なお、第一優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と契約することがある。
- (2) 契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、発注者と詳細を協議する。また、契約内容と仕様、契約金額などは、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがある。
- (3) 本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行うこと（受託者が同規則第 110 条に定める契約保証金の納付免除の規定に該当する場合を除く。）。

9. 配布資料

参考図面（照明設備更新に参考となる既設設備図）の無償配布を希望する場合は、別紙 2「参考図書交付申込書」に必要事項を記入の上、下記問い合わせ先まで、電子メール（当該申込書添付）にて申込すること。送信後には確認の電話連絡を行うこと。約 3 日後に大容量ファイル送受信システムにて配布する。なお、各種図面について、現状と相違する部分があるため、現地調査の結果を優先する。

10. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費等は、応募者の負担とする。

- (2) 提出書類等の著作権は提案者に属すが、審査等において必要な範囲で複製を作成する場合がある
- (3) 提案書類は、返却しない。
- (4) 応募者の申出による提出期限以降の提案書類等の変更、差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出書類に記載された業務の担当者等は、市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (6) 応募を取り下げの場合は、速やかに下記事務局まで文書で通知すること。
- (7) 審査及び評価の内容、応募者名などの質問は一切受け付けない。また、質問事項の締め切り以降、業務に係る質問も受け付けない。

11. 問い合わせ先

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

(事務局) 豊中市教育委員会事務局学校施設管理課

担当：西出、小嶋、塚原

TEL：06-6858-2592 FAX：06-6845-6778

E-mail：kyoshisetsu@city.toyonaka.osaka.jp